

# 港湾工事における総合評価二極化への対応について

---

港湾局 技術企画課

## 公共工事入札契約に係る主な方針

基本理念  
総合評価導入  
昨今情勢

公共工事入札契約適正化法(2000)  
・公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る。

公共工事品質確保法(2005)  
・公共工事の品質は、使用され初めて確認できる受注者の技術的能力に負うところが大きい  
個別の工事により条件が異なる  
等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

建設産業の再生と発展のための方策2012  
・東日本大震災への対応を次に活かす  
・公共工事の入札契約制度の改革等  
(地域社会の担い手確保を発注者責務に)  
など

## 港湾工事の特性と必要な配慮事項

海上・水中等の特殊条件下での作業から一般陸上作業まで、幅広い作業条件



様々な工事内容に応じ民間企業の技術力を適切に適用するため、  
○より適切な工種・要件設定  
○技術評価における技術力の重視と柔軟性の確保



担い手確保の観点から、港湾工事の特性に応じた企業やその技術力の確保を図ることができるよう、より適切な評価のあり方を検討、順次導入

二極化の制度設計にあたっては、以上を重視しつつ、可能な限り競争参加者・発注者の負担を軽減

## ○総合評価における技術力重視

- ・港湾工事の特性に鑑み、技術提案を求めべき案件については引き続き技術提案評価型として実施(標準型／簡易型適用のバランス・対象工事は現行とほぼ同様)。
- ・技術提案の配点比率も、従来の標準Ⅰ型レベルを確保。

## ○評価の柔軟性確保(成績重視に伴う弊害回避)

- ・施工能力評価型において、Ⅰ型の一部で施工計画評価の点数化を可能とし、実績による評価固定化を回避。
- ・技術提案評価型において、実績による加点比率を下げたチャレンジ型を選択肢として追加。
- ・工事特性に応じた多様な評価項目の設定(作業船保有、技術提案力の評価等)。

## ○地域社会の担い手確保に資する評価の導入

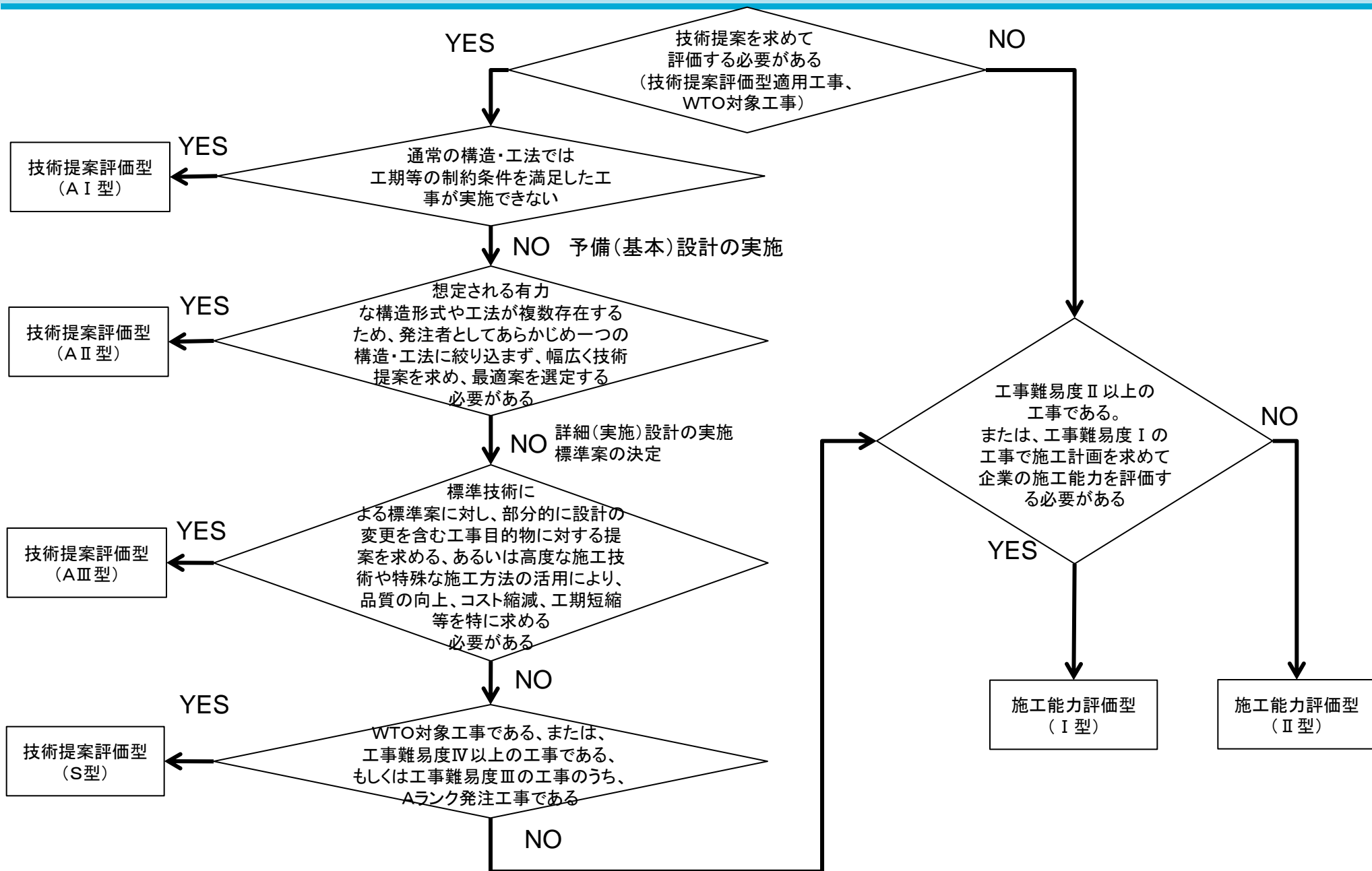
- ・災害協定、企業BCP、航路啓開等に資する作業船の保有等を地域貢献として適切に評価。
- ・担い手確保に資する地域企業の受注機会の確保を図るため、技術提案評価型において、実績による加点比率を下げたチャレンジ型を選択肢として追加。(再掲)
- ・技術者評価にあたり、人材育成に配慮(現場代理人経験を監理技術者経験と同程度に評価)。

## ○受発注者双方の労力軽減

- ・技術提案評価型については、一部多数の応募者が予想される案件において、二段階選抜を導入。
- ・従来の簡易型のうち、難易度の低い工事について、施工計画の提出を求めない(施工能力評価Ⅱ型の導入)。

		施工能力評価型		技術提案評価型						
		II型	I型	S型	AIII型	AI型、AII型				
分類の考え方	工事内容	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	・高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	AI: 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AII: 有力な構造・工法が複数ある場合				
	提案内容	・求めない	・施工計画	・施工上の工夫等に係る提案	・部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	・施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案				
	評価方法	・企業・技術者の能力等のみで評価	・原則可・不可の二段階で評価(必要に応じ点数化も可)	・点数化して評価	・点数化して評価					
	ヒアリング	・実施しない	・必要に応じ(施工計画の代替も可)	・必要に応じ	・必須					
	段階選抜	・実施しない	・必要に応じ	・必要に応じ	・必要に応じ					
	予定価格	・標準案に基づき予定価格を作成		・標準案に基づき予定価格を作成		・技術提案に基づき予定価格を作成				
評価イメージ			<p>企業・技術者の能力等により絞り込み(5~10者程度)※</p>  <p>※は必要に応じて実施</p>		<p>企業・技術者の能力等と簡易な技術提案により絞り込み(3~5者程度)※</p>  <p>※は必要に応じて実施</p>			 <p>※は必要に応じて実施</p>		
	評価方法	<p>【除算方式*】総合評価値＝  <math display="block">\frac{100+「企業・技術者の能力等」}{入札金額}</math></p>		<p>【除算方式*】総合評価値＝  <math display="block">\frac{100+「企業・技術者の能力等」+「技術提案」}{入札金額}</math>                      技術者の能力等と技術提案の得点にはヒアリングの結果等を反映。</p>			<p>【除算方式*】総合評価値＝  <math display="block">\frac{100+技術評価点(「技術提案」の得点)}{入札金額}</math>                      「企業・技術者の能力等」は1次選抜時のみ評価。</p>			

# 総合評価落札方式のタイプ選定フロー(案)



# 二極化による総合評価適用タイプの変化

○現 行

工事規模(予定価格 単位:億円)	WTO	5.8	標準Ⅰ型					
			簡易型			標準Ⅰ型 又は 高度技術提案型		
	A	2.5	簡易型		標準Ⅱ型 又は 標準Ⅰ型		標準Ⅰ型 又は 高度技術提案型	
		2.0	簡易型		標準Ⅱ型 又は 標準Ⅰ型			
	B	0.9	簡易型		標準Ⅱ型 又は 標準Ⅰ型		標準Ⅰ型 又は 高度技術提案型	
		0.0	簡易型		標準Ⅱ型 又は 標準Ⅰ型			
	C	0.0	簡易型		標準Ⅱ型 又は 標準Ⅰ型		標準Ⅰ型 又は 高度技術提案型	
			簡易型		標準Ⅱ型 又は 標準Ⅰ型			
			I	II	III	IV	V	VI
			工事技術的難易度					



○二極化後

工事規模(予定価格 単位:億円)	WTO	5.8	技術提案評価S型					
			施工能力評価Ⅱ型		技術提案評価S型		技術提案評価S型 又は A型	
	A	2.5	施工能力評価Ⅱ型		技術提案評価S型			技術提案評価S型 又は A型
		2.0	施工能力評価Ⅱ型		技術提案評価S型			
	B	0.9	施工能力評価Ⅱ型		技術提案評価S型		技術提案評価S型 又は A型	
		0.0	施工能力評価Ⅱ型		技術提案評価S型			
	C	0.0	施工能力評価Ⅱ型		技術提案評価S型		技術提案評価S型 又は A型	
			施工能力評価Ⅱ型		技術提案評価S型			
			I	II	III	IV	V	VI
			工事技術的難易度					

※ランク分けの額については、港湾土木、港湾等しゅんせつ、空港等土木の場合

# 技術評価点の配点方針(案)

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案、②企業の能力等、③技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」の通りとする。
- ・このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとする。
- ・地域精通度・貢献度等の評価項目については、参加要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、必要に応じ設定するものとする。配点は、②、③とは別に設定し、8点を上限とする。  
(・施工能力評価型において、特に施工計画の適切性を求める必要がある案件については、施工計画の評価を点数化する「施工計画重視型」の適用も可とする。)

## <配点割合>

○地域精通度・貢献度等を設定しない場合

競争参加 資格対象	総合評価対象 40(30)	
	段階選抜対象 40(30)	
施工計画※	企業の能力等※ 20(15)	技術者の能力等 20(15)

○地域精通度・貢献度等を設定する場合

競争参加 資格対象	総合評価対象 40(30)		
	段階選抜対象 40(30)		
施工計画※	企業の能力等※ 16(12)	技術者の能力 等 16(12)	地域精 通度・貢 献等※ 8(6)

### 施工能力評価型

- ※ 施工計画は、可か不可のみを評価する。
- ※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。
- ※ 「地域精通度・貢献度等」の評価は8点を超えない範囲で必要に応じて設定し、能力等評価点からその分を減ずる。

### (施工計画重視型)

※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事への適用を想定

総合評価対象 40(30)		
段階選抜対象 20(15)		
施工計画 20(15)	企業の 能力等※ 10(7.5)	技術者の 能力等 10(7.5)

- ※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。
- ※ 「地域精通度・貢献度等」の評価は4点を超えない範囲で必要に応じて設定し、能力等評価点からその分を減ずる。

# 技術評価点の配点方針(案)

- ・技術提案評価型については、標準配点案は以下のとおりとする。
- (・なお、S型適用案件(WTO除く)のうち、実績評価の比率を下げることにより、担い手確保に資する地域企業の受注機会の確保を図ることを目的とした「チャレンジ型」の適用も可とする。)

## <配点割合>

### 技術提案 評価型(S型)

総合評価対象50~60(40~50)		
	段階選抜対象 20(20)	
技術提案※ 30~40(20~30)	企業の能力等※ 10(10)	技術者の能力等 10(10)

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※「地域精通度・貢献度等」を評価する場合は、施工能力評価型と同様の方法で設定(上限4点)する。(WTO対象の場合設定しない。)

※WTO対象の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。なお、WTOの配点は別途設定する。

### (チャレンジ型)

総合評価対象40~50(30~40)		
	段階選抜対象10(10)	
技術提案※ 30~40(20~30)	企業の能力等※ 5(5)	技術者の能力等 5(5)

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※「地域精通度・貢献度等」は設定しない。

※担い手確保に資する地域企業の参加が想定される工事や、その他実績評価の比率を下げることで受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。  
※むやみに多用することのないよう、適用件数は、技術提案S型全体の概ね3割以下とする。

### 技術提案 評価型(A型)

総合評価対象70(50)		段階選抜対象 40/60	
技術提案 70(50)	簡易な技術提案※ 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価  
※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。



# 企業・技術者の能力等の評価方針(案)

## <企業・技術者の能力等>

- ・企業の能力等の評価項目は、提案企業の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該企業の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。
- ・技術者の能力等の評価項目は、当該技術者の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。

## <地域精通度・貢献度等>

- ・地域精通度・貢献度等の評価項目は、参加要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・災害活動の実態、近隣地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目について必要に応じて設定し、企業の能力等、技術者の能力等とは別に評価する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。
- ・社会資本整備・管理に直接的な関係のない項目は設定しない。

# 競争参加資格要件と総合評価評価項目(案)

資格要件・評価項目		参加要件	段階選抜	総合評価	設定・評価の考え方
企業の能力等	実績	○	○	○	・過去○年間で対象とする。 ・工事難易度の低い工事の競争参加要件においては、工事量を設定しないこととし、総合評価で適宜評価する。
	成績	○	○	○	・過去○年間の同じ工程区分の平均成績とし、65点以上であることを参加要件とする。 ・当面は各地整管内工事を対象とする。 ・過去○年間の実績がない場合は、適宜遡ることができるものとする。 ・ただし、データベースの整備状況に応じ、当該地整のみとする 것도可能とする。
	表彰	×	○	○	・過去○年間で対象とする。発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。 ・必要に応じ、下請予定者の表彰実績を評価することも可とする。
	関連分野での技術開発、新技術の活用	×	△	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	×	△	△	
	技能者の配置状況、技術提案力の評価	×	△	△	
	その他	×	△	△	・品質との関連性が説明できる項目を設定するものとする。
技術者の能力等	実績	○	○	○	・企業の実績と同じ。
	成績	○	○	○	・過去○年間の同じ工程区分の平均成績とし、65点以上であることを参加要件とする。 ・全国を対象とする。 ・過去○年間の実績がない場合は、適宜遡ることができるものとする。 ・ただし、データベースの整備状況に応じ、当該地整のみとすることや、3件程度の平均とすることも可能とする。
	表彰	×	○	○	・過去○年間で対象とする。発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。
	CPD	×	△	△	
	資格	○	△	△	
	その他	×	△	△	・技術者育成に資するような項目を想定。
	ヒアリング	×	△	△	・監理能力及び技術提案に対する理解度あるいは施工計画の適切性を評価する。
手持ち工事量		△	×	×	・総合評価では評価しない。 ・発注見込み件数等を考慮し、適宜設定する。
条件	地理的	○	△	△	
	企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	・要件として設定する場合、競争性を確保すること。
	監理技術者の近隣地域での実績	△	△	△	
度・貢献	地域精通	×	△	△	・作業船等の保有状況については、災害時等の迅速な対応可能性が高いという点に着目し、地域貢献として評価を行う。
	ボランティア活動等	×	△	△	・社会資本整備・管理に関係しないものは総合評価で評価しない。
	その他	×	△	△	・社会資本整備・管理に関係のある項目を設定できるものとする。

# 施工能力評価型(Ⅰ型)における施工計画(案)

## <基本事項(標準タイプの場合)>

### ①求める内容

- ・施工計画について提出を求める。
- ・特に重要と考えられる工種に係る施工方法について記述を求める。または、これに代えて、環境対策等特に配慮すべき事項について記述を求める。
- ・また必要に応じて、記述に当たっての視点等を明示し、それらについて記述を求めることとする。
- ・記述量はA4・1～2枚を基本とする。

### ②評価基準

- ・記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記載がない場合も不可とする。

## <施工計画重視型における基本事項>

### ①求める内容

- ・施工計画について提出を求める。
- ・特に重要と考えられる工種に係る施工方法や環境対策等特に配慮すべき事項について、1項目以上記述を求める。
- ・また必要に応じて、記述に当たっての視点等を明示し、それらについて記述を求めることとする。
- ・記述量は1項目あたりA4・1～2枚程度を基本とする。

### ②評価基準

- ・項目毎に、例えば、優／良／可／不可で評価する。なお、5段階以上で評価することもできるものとする。

## (参考例)施工能力評価型(Ⅰ型)(標準タイプ)における施工計画の評価基準

## 【入札説明書記載例】

項目	評価基準
〇〇〇〇方法	<p>記載された施工計画が、適切なものであるかを評価する(港湾工事共通仕様書「第1編1-1-5施工計画書1.(6)施工方法」に関する具体の手順、工法等の適切性を評価)。</p> <p>可/不可2段階で評価し、不可の場合は、欠格とする。</p>

## 【評価基準】(入札説明書別添資料に記載)

評価	評価基準	通知内容	
可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に記載されている。</li> </ul>	○	実施義務あり。
否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切である。</li> <li>・白紙又は未提出であった場合</li> <li>・法令違反に該当する場合</li> <li>・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合</li> </ul>	×	欠格

# 技術提案評価型(S型)における技術提案(案)

## <基本事項>

### ①指定テーマ数

・施工上の特定の課題等に関する施工上の工夫等について、工事内容に応じ、1～2テーマ設定する。

### ②指定テーマに対する技術提案

・各テーマ毎に3～5つを基本とする。

・提案数を越えた提案内容については評価せず、提案数までの提案内容にて評価する。

・記述量は、1指定テーマにつきA4・1～2枚程度を基本とする。

## <テーマ設定例>

### 例1 「大水深での基礎捨石投入における配慮事項とその対策(管理方法の工夫を含む)」に対する技術提案

・本工事は、大水深での基礎捨石(暫定捨石)投入となることから、次施工を考慮し、基礎捨石の均一な出来形を確保するための施工方法及び管理方法の工夫が重要である。このため、この趣旨に着目した提案を求める。

### 例2 「基礎捨石投入時における安全対策」に対する技術提案

・本工事は、外洋からのうねりの影響のある港口部での施工となることから、基礎捨石投入時における安全対策が重要である。このため、この趣旨に着目した提案を求める。

### 例3 「ケーソン据付時(吊り枠取付けからケーソン着底まで)の配慮事項とその対策(安全対策に関する提案を含む)」に対する技術提案

・本工事は、大型起重機船による吊り卸し方式でのケーソン据付であるため、吊り枠取付からケーソン着底までの施工時における配慮が重要である。このため、この趣旨に着目した提案を求める。

### 例4 「潜水作業時の安全対策(但し、潜水士及びエアースの視認性向上の提案及び、より深い水深の潜水・減圧時間で管理する提案を除く)」に対する技術提案

・本工事は、-10m以深の潜水作業があるため、潜水作業時の安全対策が重要である。このため、この趣旨に着目した提案を求める。

## ＜技術提案評価型S型＞

- ・提案ごとに、例えば、優／良／可で評価する。
- ・なお、4段階以上で評価することもできるものとする。
- ・技術提案の加算点は、提案ごとの点数を合計して求めるものとする。

## ＜技術提案評価型A型＞

- ・民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とする。
- ・ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではない。

# ヒアリングの考え方(案)

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	A型
適用の有無	適用しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び施工計画の理解度を確保する必要がある場合に適用	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確保する必要がある場合に適用	必須
目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者の監理能力の評価</li> <li>配置予定技術者の施工計画に対する理解度の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者の監理能力の評価</li> <li>配置予定技術者の技術提案に対する理解度の確認</li> </ul>	技術対話
対象者		配置予定技術者	配置予定技術者	技術提案の内容を十分理解し、説明できる者
視点		<ul style="list-style-type: none"> <li>監理能力</li> <li>施工計画に対する理解度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監理能力</li> <li>技術提案に対する理解度</li> </ul>	技術提案に対する発注者の理解度の向上
評価方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>監理能力の評価は3段階評価を基本とし、評価結果に応じて技術者の過去の同種工事実績の評価点に係数をかけることとする</li> <li>施工計画に対する理解度の評価は2段階評価とし、不可の場合は失格とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監理能力の評価及び技術提案に対する理解度に関するヒアリング各々について、3段階評価を基本とし、評価結果に応じて各々、技術者の過去の同種工事実績、技術提案の評価点に係数をかけることとする</li> </ul>	ヒアリング自体の評価は行わない(技術提案を評価)

# 技術者ヒアリングの評価基準(案)

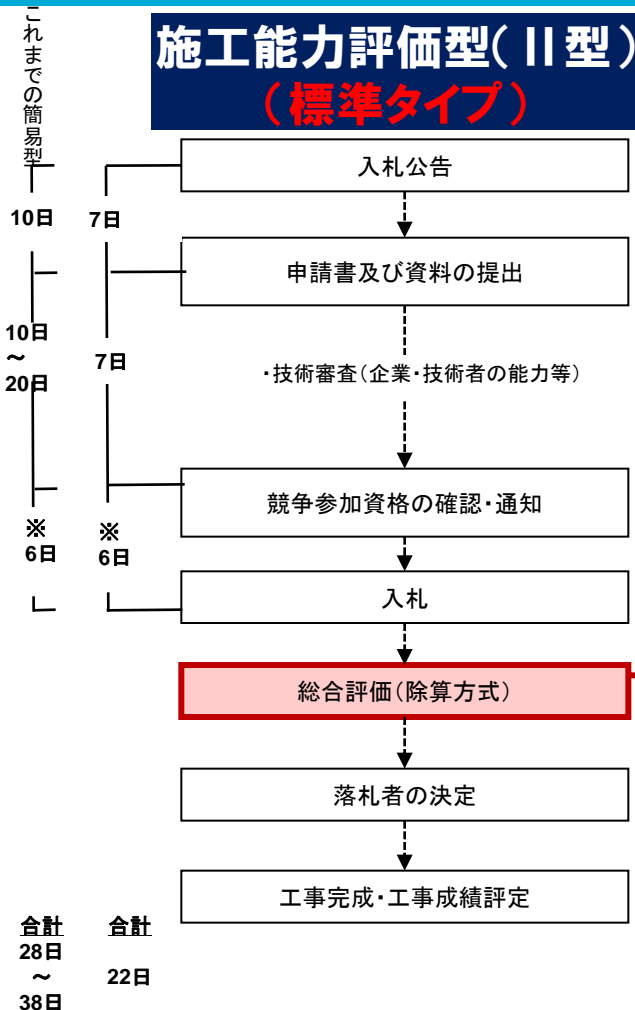
ヒアリング内容	評価の視点	評価基準	係数		
同種工事实績 (共通)	<b>(役割)</b> ・監理技術者(担当技術者)として、当該工事における自身の役割を、実際の工事を実施した内容を持って具体的に説明できる <b>(工程管理)</b> ・工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる <b>(品質管理)</b> ・品質管理にあたり、最も配慮しなけりなかつた事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる <b>(安全管理)</b> ・安全管理にあたり、最も配慮しなけりなかつた事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる <b>(関係者との調整)</b> ・調整すべき関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる <b>(同種実績と当該工事との関係)</b> ・同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。	十分な監理能力が確認できる ○左記のすべてについて当てはまる	× 1.0	技術者の同種工事实績に左記の係数を掛ける ※1	
		一定の監理能力が期待できる ○左記の、少なくとも2つ以上に当てはまる ※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できる			× 0.75
		上記以外			× 0.0
施工計画 (施工能力評価型 I 型)	<b>(施工上配慮すべき事項の適切性)</b> ・施工計画に対し、現場条件を踏まえて配慮すべき事項が適切かどうかを判断する	施工上配慮すべき事項が適切である 上記以外	可 不可	可か不可で評価	
技術提案 (技術提案評価型 S 型)	<b>(技術提案の理解度)</b> ・技術提案の内容 ・技術提案の効果 <b>(施工上配慮すべき事項の適切性)</b> ・技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき以下の事項 -工程管理 -品質管理 -安全管理 -関係者との調整	技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大発揮されるために配慮すべき事項が適切である ○左記について、工事特性との関係を踏まえ、説得力を持って説明できる	× 1.0	技術提案の評価点に左記の係数を掛ける ※2	
		技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である ○左記について、一般的に説明できる ※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できる	× 0.75		
		上記以外	× 0.0		

※1) 複数の同種工事实績を評価する場合、各々の実績ごとにヒアリングを行い、それぞれの実績に係数を掛ける

※2) 技術提案を2テーマ求める場合、各々のテーマごとにヒアリングを行い、それぞれの評価点に係数を掛ける



# 評価項目と評価基準—施工能力評価型II型(例)



評価項目		評価基準	配点		
①企業の 能力等	過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	5点	5点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 〇年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
表彰 *同じ工種区分の工事に関わ らず過去〇年間の表彰を対象	70点以上75点未満	2点			
	70点未満	0点			
表彰あり	3点	3点			
表彰なし	0点				
その他自由設定項目	(上限を4点とする)	—	4点		
②技術者 の能力等	過去〇年間の 同種工事 実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	8点	20点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4点	
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 〇年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
		70点以上75点未満	2点		
70点未満	0点				
表彰 *同じ工種区分の工事に関わ らず過去〇年間の表彰を対象	表彰あり	2点	2点		
	表彰なし	0点			
その他自由設定項目	(上限を2点とする)	—	2点		

※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事

※3:現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

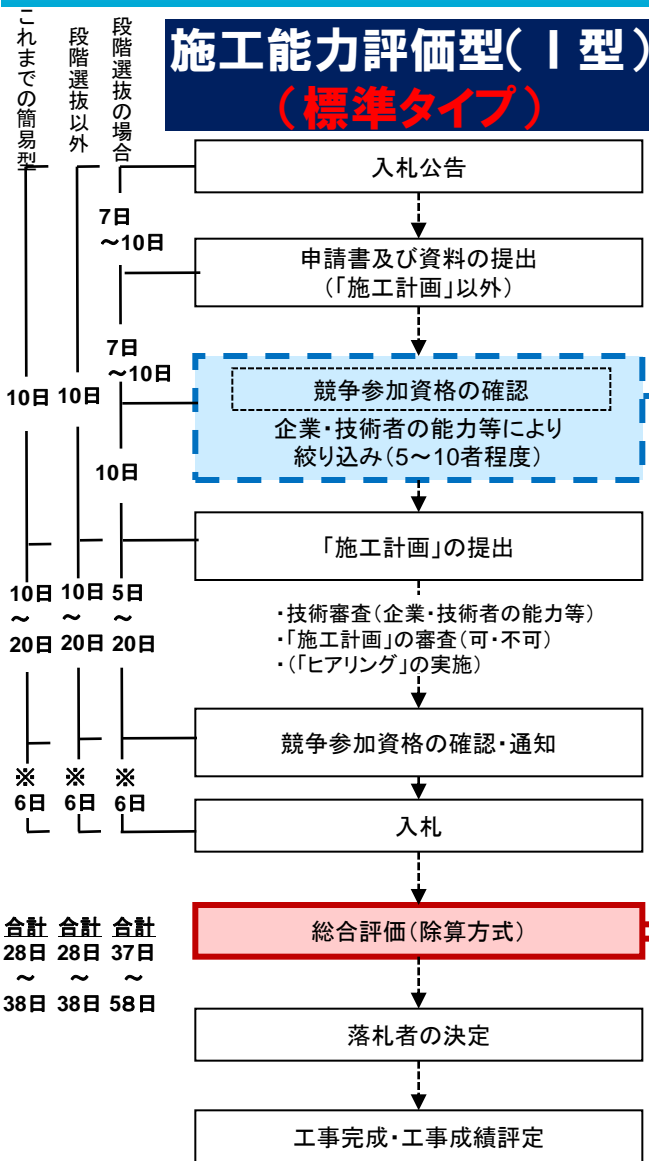
■加算点=①+②

※日曜日、土曜日、祝日等を含まない



# 評価項目と評価基準—施工能力評価型 I 型(例)

## 施工能力評価型(I型) (標準タイプ)



評価項目		評価基準		配点		
企業 の 能力 等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	5点	5点	20点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点			
		②同じ工種区分の 〇年間の平均成績	80点以上	8点		8点
			75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	5点 2点 0点		
③表彰(同じ工種区分の工事 に関わらず過去〇年間を対象)	表彰あり	3点	3点			
	表彰なし	0点				
④その他自由設定項目		(上限を4点とする)	—	4点		
技術者 の 能力 等	⑤過去〇年 間の同種工 事実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	8点	8点	20点	
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4点			
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点	8点		
		⑥同じ工種区分の 〇年間の平均成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満			8点 5点 2点 0点
⑦表彰(同じ工種区分の工事 に関わらず過去〇年間を対象)	表彰あり	2点	2点			
	表彰なし	0点				
⑧その他自由設定項目		(上限を2点とする)	—	2点		
⑨施工計画		施工計画が適切に記載されている	可	不可の場合失格		
		施工計画が不適切である	不可			
総合 評価	ヒアリング	⑩監理能力	十分な監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外	×1.0 ×0.75 ×0.0	⑤の点数に 乗じる	
		⑪施工計画	施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不適切である	可 不可		不可の場合、⑨ の評価結果に関 わらず失格

■加算点=(①+②+③+④)+(⑤×⑩+⑥+⑦+⑧)

※日曜日、土曜日、祝日等を含まない

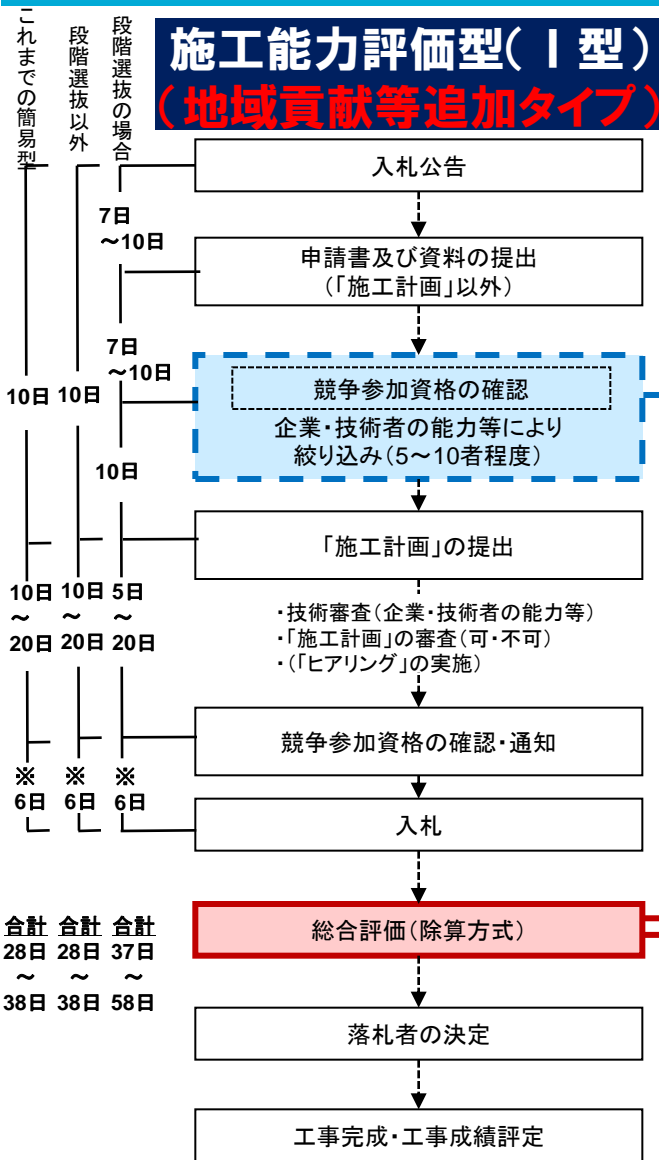
※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事

※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事

※3:現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

# 評価項目と評価基準—施工能力評価型 I 型(例)

## 施工能力評価型(I型) (地域貢献等追加タイプ)



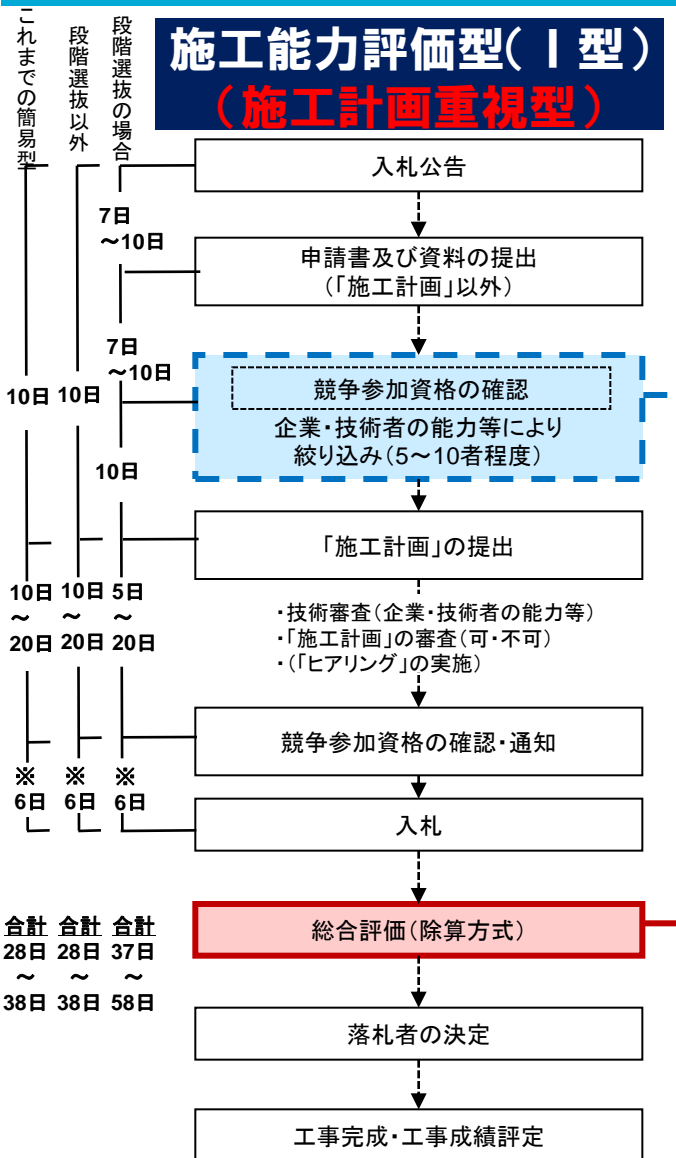
評価項目		評価基準	配点		
企業 の 能力 等	①過去〇年間の同種工事实績 (標準タイプと同じ)		0~4点	4点	
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績 (標準タイプと同じ)		0~6点	6点	
	③表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去〇年間の対象) (標準タイプと同じ)		0~2点	2点	
	④その他自由設定項目 (上限を4点とする)		0~4点	4点	
技術 者 の 能力 等	⑤過去〇年間の同種工 同種性・立場 事実績 (標準タイプと同じ)		0~6点	6点	
	⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績 (標準タイプと同じ)		0~6点	6点	
	⑦表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去〇年間の対象) (標準タイプと同じ)		0~2点	2点	
	⑧その他自由設定項目 (上限を2点とする)		0~2点	2点	
⑨地域貢献度・地域精通度等		地域貢献度・地域精通度等に係る項目(適宜設定)	0~8点	8点	
⑩施工計画		施工計画が適切に記載されている ..... 施工計画が不適切である	可 ..... 不可	不可の場合失格	
総合 評価	ヒアリング	⑪監理能力	十分な監理能力が確認できる ..... 一定の監理能力が期待できる ..... 上記以外	×1.0 ..... ×0.75 ..... ×0.0	⑤の点数に乗じる
		⑫施工計画	施工計画の説明が適切である ..... 施工計画の説明が不適切である	可 ..... 不可	不可の場合、⑩の評価結果に関わらず失格

■加算点=(①+②+③+④)+(⑤×⑪+⑥+⑦+⑧)+⑨

※日曜日、土曜日、祝日等を含まない

# 評価項目と評価基準—施工能力評価型 I 型(例)

## 施工能力評価型(I型) (施工計画重視型)



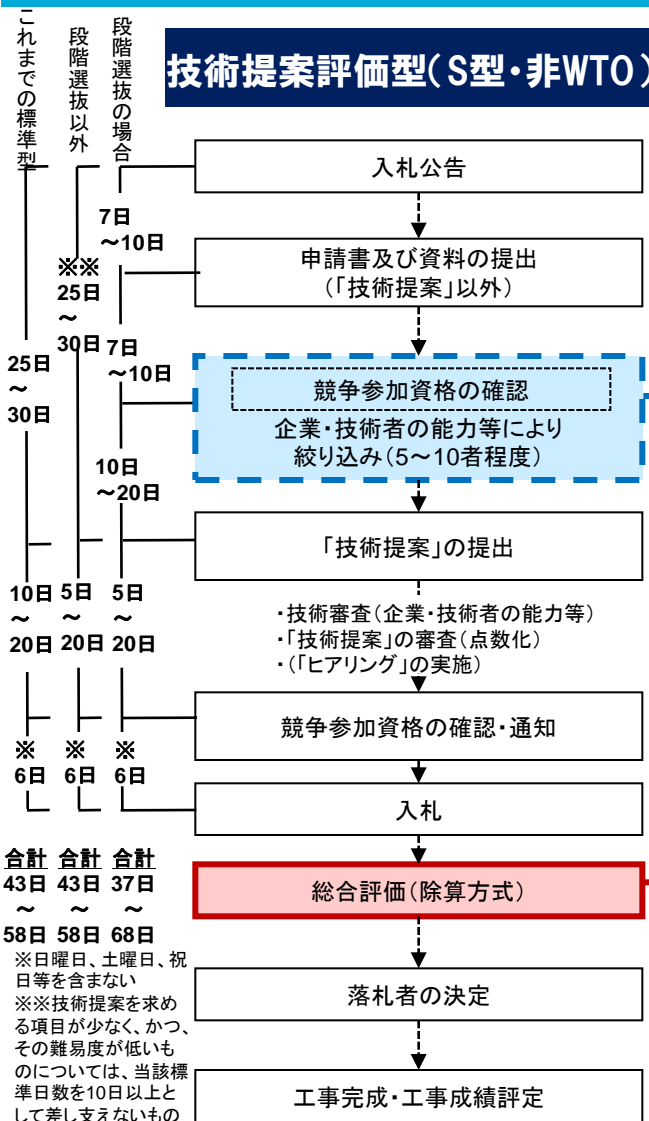
評価項目		評価基準	配点	
企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績	(標準タイプと同じ)	0~3点	3点
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績	(標準タイプと同じ)	0~4点	4点
	③表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去〇年間を対象)	(標準タイプと同じ)	0~1点	1点
	④その他自由設定項目	(上限を2点とする)	0~2点	2点
技術者の能力等	⑤過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場 (標準タイプと同じ)	0~4点	4点
	⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績	(標準タイプと同じ)	0~4点	4点
	⑦表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去〇年間を対象)	(標準タイプと同じ)	0~1点	1点
	⑧その他自由設定項目	(上限を1点とする)	0~1点	1点
⑨施工計画		極めて優れた施工計画である 優れた施工計画である 一般的な施工計画である 施工計画が不適切である	20点 10点 0点 失格	20点 20点
ヒアリング	⑩監理能力	十分な監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外	×1.0 ×0.75 ×0.0	⑤の点数に乗じる
	⑪施工計画	施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不適切である	可 不可	不可の場合、⑩の評価結果に関わらず失格

■加算点=(①+②+③+④)+(⑤×⑩+⑥+⑦+⑧)+⑨

※日曜日、土曜日、祝日等を含まない

# 評価項目と評価基準—技術提案評価型S型・非WTO(例)

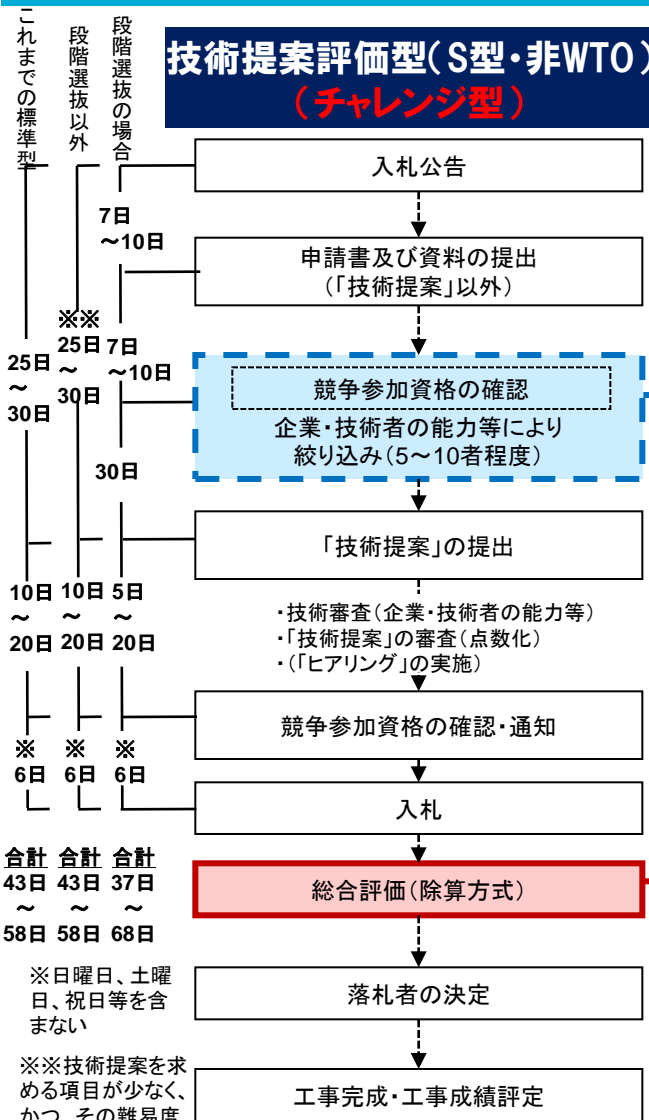
## 技術提案評価型(S型・非WTO)



評価項目		評価基準		配点	
企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	3点	3点	10点
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	4点	4点	
		75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	2点 1点 0点		
③表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去〇年間を対象)	表彰あり	1点	1点		
表彰なし	0点				
④その他自由設定項目	(上限を2点とする)	0~2点	2点		
技術者の能力等	⑤過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4点	4点	10点
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事等	2点		
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点		
	⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	4点	4点	
75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	2点 1点 0点				
⑦表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去〇年間を対象)	表彰あり	1点	1点		
表彰なし	0点				
⑧その他自由設定項目	(上限を1点とする)	0~1点	1点		
⑨技術提案		高い効果が期待できる	4点	4点 (×5提案 ×2テーマ)	40点 (※3)
		効果が期待できる	2点		
		一般的事項のみの記載となっている	0点		
ヒアリング	⑩監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	⑤の同種工事実績の点数に乗じる	
		一定の監理能力が期待できる	×0.75		
		上記以外	×0.0		
ヒアリング	⑪技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している	×1.0	⑨の点数に乗じる	
		提案を理解している	×0.75		
		上記以外	×0.0		

■加算点=(①+②+③+④)+(⑤×10+⑥+⑦+⑧)+(⑨×11)

# 評価項目と評価基準—技術提案評価型S型・非WTO(例)



評価項目		評価基準		配点		
企業 能力等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	3点	3点	5点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点			
	②その他自由設定項目	(上限を2点とする)	0～2点	2点		
技術者の 能力等	③過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4点	4点	5点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事等	2点		
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点		
	④その他自由設定項目	(上限を1点とする)	0～1点	1点		
⑤技術提案		高い効果が期待できる	4点	4点 (×5提案 ×2テーマ)	40点 (※3)	
		効果が期待できる	2点			
		一般的事項のみの記載となっている	0点			
ヒアリング	⑥監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	③の同種工事実績 の点数に乗じる		
		一定の監理能力が期待できる	×0.75			
		上記以外	×0.0			
	⑦技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している	×1.0	⑤の点数に乗じる		
		提案を理解している	×0.75			
		上記以外	×0.0			

※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

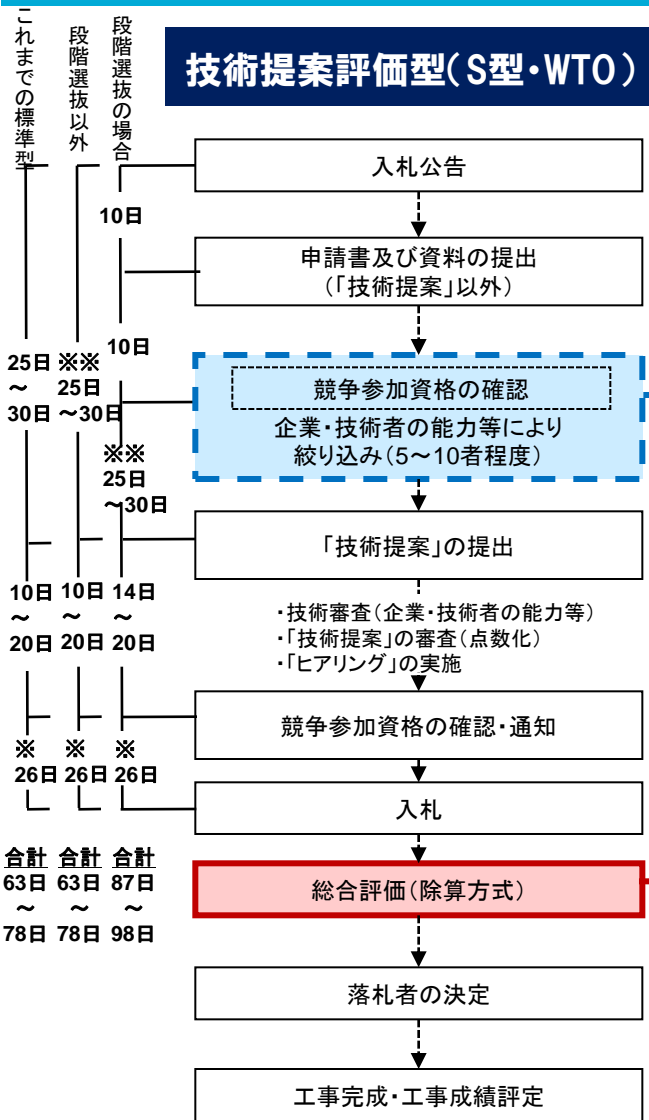
※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事

※3:技術提案が1テーマの場合は30点

※4:現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

**■加算点=(①+②)+③×⑥+④+⑤×⑦**

# 評価項目と評価基準—技術提案評価型S型・WTO（例）



段階選抜		評価項目	評価基準	配点		
①企業の能力等	過去〇年間の同種工事実績	同種性(※1)	より同種性の高い工事(※2)の実績あり	9点	9点	15点
			同種性が認められる工事(※3)の実績あり	0点		
	発注者評価(※4)		高評価(※5)	6点	6点	
			平均的評価(※6)	3点		
			低評価(※7)	0点		
②技術者の能力等	過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場(※1)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	9点	9点	15点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4点		
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点		
		発注者評価		高評価	6点	
	平均的評価		3点			
			低評価	0点		

- ※1: 企業・技術者の同種工事実績については、定型様式にて提出させる
- ※2: 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事
- ※3: 実績要件と同様の同種性が認められる工事
- ※4: 同種実績の発注者に3段階で評価を依頼。直轄実績がある場合は直轄実績を優先させることも可
- ※5: 国交省直轄の成績評定の場合、78点以上
- ※6: 国交省直轄の成績評定の場合、74点以上78点未満
- ※7: 国交省直轄の成績評定の場合、74点未満
- ※8: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。
- ※9: 施工体制確認型でない場合は、50点を上限とする。

総合評価		評価項目	評価基準	配点		
③技術提案			高い効果が期待できる	6点	6点 (×5提案 ×2ターマ)	60点 (※9)
			効果が期待できる	3点		
			一般的事項のみの記載となっている	0点		
④ヒアリング	技術提案に対する理解度		提案を十分に理解している	×1.0	③の点数に乗じる	
			提案を理解している	×0.75		
			上記以外	×0.0		

※一部日曜日、土曜日、祝日等を含まない

※※技術提案を求める項目が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準日数を10日以上として差し支えないものとする。なお、政府調達に関する協定に基づく調達において当該措置を行おうとする場合は、事前に本省担当課と協議されたい。

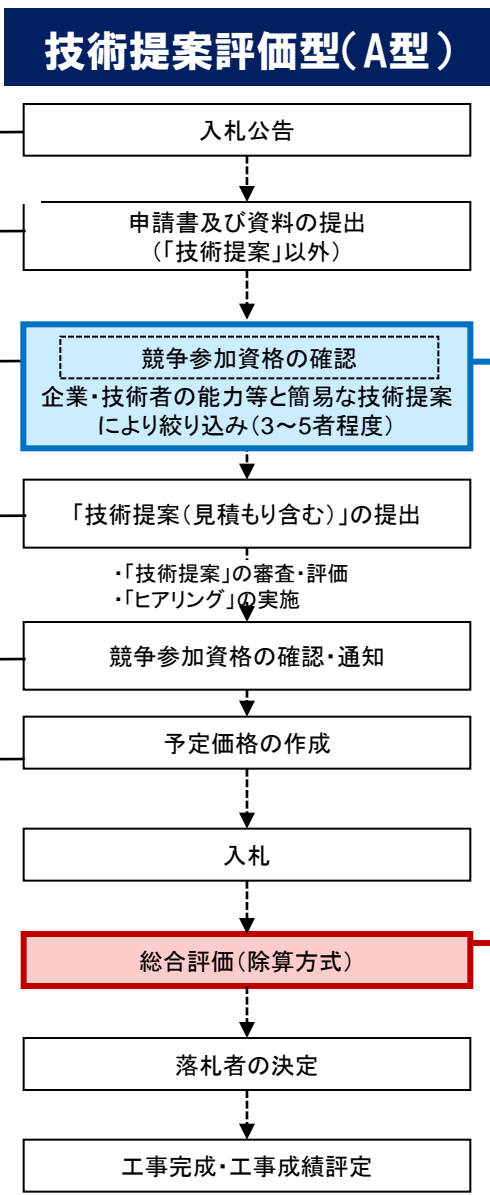
■加算点=(③×④)



# 評価項目と評価基準—技術提案評価型A型（例）

高度技術提案型  
これまでの

10日  
25日  
30日  
7日  
25日  
30日  
20日  
20日  
以上  
以上  
※  
27日  
以上  
以上  
合計  
72日  
以上  
合計  
89日  
以上



段階選抜		評価項目	評価基準	配点		
①企業の能力等	過去〇年間の同種工事実績		より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	20点
			同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の〇年間の平均成績		80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
		70点以上75点未満	2点			
	70点未満	0点				
	表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去〇年間を対象)		表彰あり	4点	4点	
			表彰なし	0点		
②技術者の能力等	過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	8点	8点	20点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4点		
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点		
同じ工種区分の〇年間の平均成績			80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
			70点以上75点未満	2点		
			70点未満	0点		
	表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去〇年間を対象)		表彰あり	4点	4点	
			表彰なし	0点		
③ 簡易な技術提案			施工上の課題に対する考え方等	20点		

※1: 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事  
 ※2: 実績要件と同様の同種性が認められる工事  
 ※3: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

総合評価		評価項目	評価基準	配点(係数)		
④技術提案の良否			施工上の課題に対し、最も優位な効果が期待できる	最優	70点	70点
			施工上の課題に対し、優位な効果が期待できる	優	40点	
			施工上の課題に対し、効果が期待できる	良	10点	
			不適切ではないが、一般事項のみの記載となっている	可	0点	
			技術提案が不適切である	不可	(欠格)	

※当該期間のうち、苦情申し立て期間(7日)については日曜日、土曜日、祝日等を含まない

■技術評価点=④

# スケジュール(案)

24年度(～24年12月)

○港湾局において、  
新方式での共通的内容の検討

○地整における試行準備

24年度(25年1月～)

○準備の整った地整から順次新方式での試行及び検証

25年度

○全地整で試行(原則全案件)及び検証

○各地整において新方式での本格運用に向けて準備

○準備の整った地整から順次新方式の本格運用